

【別表2】

介護老人保健施設「えんやま」短期入所療養介護
介護老人保健施設「えんやま」介護予防短期入所療養介護

料金表

* 基本料金：(1)+(2)+加算①②⑦の料金をお支払いいただきます。

(単位/円)

	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
(1)介護給付 (1割負担分)	施設サービス費(1日分)	578	719	753	798	859	911	962	
	〃 (30日分)	17,340	21,570	22,590	23,940	25,770	27,330	28,860	
	加算	42 (①+②)							
(2)介護給付外 (実費負担分)	食費	第4段階	1,380						
		第3段階	650						
		第2段階	390						
		第1段階	300						
	居住費	第4段階	2,640						
		第3段階	1,310						
		第2段階	490						
		第1段階	490						
第4段階	(1)+(2)	合計/1日	4,640	4,781	4,815	4,860	4,921	4,973	5,024
第3段階	(1)+(2)	合計/1日	2,580	2,721	2,755	2,800	2,861	2,913	2,964
第2段階	(1)+(2)	合計/1日	1,500	1,641	1,675	1,720	1,781	1,833	1,884
第1段階	(1)+(2)	合計/1日	1,410	1,551	1,585	1,630	1,691	1,743	1,794

※負担限度額認定を受けている場合は、段階に応じた金額となります。

※テレビ・髭剃り等電化製品の使用に関しては、別途持ち込み料金をいただきます。

第4段階	下記以外の方		
第3段階	世帯全体が市町村民税 非課税者	課税年金収入と合計 所得金額の合計が	80万円を超える
第2段階			80万円以下
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者		

※認定を受けるためには、介護保険負担限度額認定申請書を市町村に提出し、該当となれば認定されます。

※平成27年8月から、一定以上の所得(本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者<65歳以上の人>の年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上)がある人がサービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になります。

	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1)介護給付 (2割負担分)	施設サービス費(1日分)	1,156	1,438	1,506	1,596	1,718	1,822	1,924
	〃 (30日分)	34,680	43,140	45,180	47,880	51,540	54,660	57,720
	加算	84						
(2)介護給付外 (実費負担分)	食費	1,380						
	居住費	2,640						
(1)+(2)	合計/1日	5,260	5,542	5,610	5,700	5,822	5,926	6,028

* 加算

種類	単位数	算定単位	備考
①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18	1日につき	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上
②夜間職員配置加算	24	1日につき	夜勤帯において介護及び看護職員を2名以上配置
③療養食加算	8	1食につき	治療食が提供されている場合
④送迎加算	184	片道につき	
⑤個別リハビリテーション実施加算	240	1日につき	リハビリ専門スタッフが直接リハビリを行った場合
⑥緊急時治療管理	511	月3日限度	
⑦特定治療	備考算出 方法で 算定	1回につき	診療報酬点数×10
⑧介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		1月につき	総単位数の1000分の27